

令和4年度 就学援助制度のお知らせ

～就学援助（新入学学用品費）の入学前支給ができます～

呉市では、小・中学校に就学するお子様が、楽しく安心して学校生活を送れるよう、経済的に困りのご家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、申請をしてください。

1 援助を受けられる世帯

- (1) 呉市に住所があり、小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (2) 令和4年4月に入学を予定する児童・生徒の保護者
- (3) (1)又は(2)であって、次のいずれかに該当する世帯です。



区分	申請理由	必要な証明書類
1	生活保護を受けている	必要ありません
2	生活保護が停止又は廃止になった	必要ありません
3	市民税が減免された（世帯全員）	市県民税賦課決定通知書の写し（世帯全員分）
4	個人事業税が減免された	個人事業税減免決定通知書の写し
5	固定資産税が減免された	固定資産税賦課決定通知書の写し
6	国民年金保険料が免除された（世帯全員）	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し（世帯全員分）
7	国民健康保険料が減免、徴収猶予された	国民健康保険料減免申請に伴う決定通知書の写し
8	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
9	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
10	雇用保険の失業給付を受けている ※世帯の中に収入のある方がいる場合は、対象にならない場合があります。	雇用保険受給資格者証の写し ※雇用保険受給者以外の世帯員については、所得等の審査を行うため所得・課税証明書（最新年度のもの）
11	経済的に困っている（市民税非課税を含む）	所得・課税証明書（最新年度のものを世帯全員分）

※世帯とは、住民票が別であっても、同じ住所地に住んでいる方（同居人）を含みます。また、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合も同様です。

※証明書類による審査は、申請時とは別に年に1回行います。その際、証明書等の提出をお願いする場合があります。

※申請理由に該当しなくなった場合は不認定となります。不認定となった場合、該当しなくなった日以降の就学援助費の支給はできません。既に支給済みの場合は返還していただきます。

＜申請理由11の認定基準の目安＞

世帯人数	世帯構成	基準額
2人	親(30代) 子(中学生)	2,237,000円
3人	父(30代) 母(30代) 子(中学生)	2,825,000円
4人	父(30代) 母(30代) 子(中学生)2人	3,331,000円
5人	父(30代) 母(30代) 子(中学生)2人 子(小学生)1人	3,695,000円

※世帯の合計所得金額により審査します。なお、給与所得、公的年金所得のいずれかがあり、その額が10万円以上の場合には10万円、10万円未満の場合にはその額を合計所得金額から控除します。

※家族の年齢や構成によって基準額が異なります。特にお子様の年齢が低いと、基準額の範囲内でも認定とされない場合があります。また、持ち家の場合、基準額が40万円程度低くなります。家賃の額によっても基準額が低くなる場合があります。あくまでも申請の目安として、参考にしてください。

2 申請の方法

(1) 申請書の提出

就学援助を希望する方は、「就学援助費受給申請書兼世帯票」に必要事項を記入し、該当する申請理由の証明書類を添えて、お子様が在籍（入学）する学校へ提出してください。

現在就学援助を受けている方も、毎年度の申請が必要です。

※「就学援助費受給申請書兼世帯票」は、学校または呉市教育委員会学校教育課にあります。
呉市ホームページからもダウンロードできます。



(2) 申請書の受付期間

◆ 新入生（入学前支給を希望する方） **令和4年1月7日（金）～1月28日（金）**

◆ 在校生 **令和4年2月1日（火）～2月22日（火）**

◎指定学校を変更する予定のある方は、指定学校変更許可後に申請してください。なお、上記期間以降に申請した場合、新入生の新入学学用品費の支給（4月認定のみ）は入学後となります。

◎市外へ転出し、転出先の学校へ入学を予定されている方は、転出後に住所地の教育委員会で申請してください。

◎上記の締切以降も申請は随時受け付けていますが、4月認定となる方は、4月15日（金）までに申請し、認定された方に限ります。

◎年度途中で認定となる場合は、申請された時期が月初め～15日までは申請月から、16日～月末までは翌月からの支給となります。

3 認定の通知

4月15日（金）までに申請し、認定された方は、4月末までに、学校を通じて認定通知書を送付します。年度途中で申請された方は、認定後、随時送付いたします。

4 主な援助の内容 ※内容、金額は変更する場合があります。

（年額：円）

項目	小学校		中学校		備考
新入学学用品費	1年	51,060円	1年	60,000円	4月認定のみ支給
学用品費等	1年	13,230円	1年	25,040円	年度途中の認定の場合は、月割りで支給
	2～6年	15,500円	2～3年	27,310円	
校外活動費	実費（限度額有）		実費（限度額有）		実施後に支給
修学旅行費	実費（限度額有）		実費（限度額有）		実施後に支給
学校病医療費	実費		実費		医療機関へ支払後に支給
学校給食費	実費		実費		

※新入学学用品費の入学前支給は、令和4年3月18日（金）の予定です。なお、令和4年4月1日時点で認定要件を満たしていない場合は、返還していただきます。

※給食費を除き、原則保護者の指定した口座へ振り込みます。

※学用品費等は、年4回（5月、8月、11月、2月）に分けて支給します。

※学校病医療費は、中耳炎やう歯（虫歯）など支給の対象となる病気が限定されています。

※市外から転入された方で、既に新入学学用品費の入学前支給を受けている方への支給は行いません。

また、新入学学用品費を受給後、市外へ転出された場合は、その旨転出先自治体に通知します。

※呉市立以外の学校に在籍（入学）する児童・生徒は上記と援助の内容が異なります。

※申請理由に該当しなくなった場合は、支給済みの就学援助費のうち、該当しなくなった日以降の就学援助費を返還していただきます。



～お問い合わせ～

ご不明な点は、お子様が在学する学校又は呉市教育委員会学校教育課へお気軽にご連絡ください。

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所8階

☎0823-25-3453